

(7) 交通、運輸の状況

ア 道路交通

計画地周辺の主要な道路は図 5-15 に示すとおりであり、計画地の南西側に隣接する国道 409 号(府中街道)、北側に隣接する市道主要地方道幸多摩線(多摩沿線道路)、南側約 200mに県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎(中原街道)等が通っている。

また、計画地周辺における全国道路・街路交通情勢調査(以下「道路交通センサス」という。)一般交通量調査結果は、表 5-22 に示すとおりである。

令和 3 年度調査において、計画地近傍に位置する一般国道 409 号線(地点番号 Q10200)、(同 Q10210)、丸子中山茅ヶ崎(同 Q40410)、(同 Q40420)、小杉菅線(同 Q80130)及び幸多摩線(Q40480)の平日(昼間)12 時間交通量は、それぞれ 7,983 台、7,724 台、8,542 台、9,150 台、10,246 台、12,086 台であり、大型車混入率は、それぞれ 18.0%、15.6%、7.2%、7.8%、11.9%、24.2%である。

表 5-22 道路交通センサス調査結果

| 区間 番号 | 路線名 | 調査年度 | 昼間 12 時間交通量 (台/12h) | | 昼間 12 時間 大型車混入率 (%) | |
|-----------------------------------|----------------------|----------|------------------------|--------|------------------------|-----|
| | | | 平日 | 休日 | 平日 | 休日 |
| Q10200 (中原区小杉 御殿町 2-77) | 一般国道 409 号 (府中街道) | 平成 22 年度 | 8,741 | 7,552 | 20.2 | 7.3 |
| | | 平成 27 年度 | 8,160 | - | 18.3 | - |
| | | 令和 3 年度 | 7,983 | - | 18.0 | - |
| Q10210 (中原区宮内 2 丁目 1) | 一般国道 409 号 (府中街道) | 平成 22 年度 | 8,741 | 7,552 | 20.2 | 7.3 |
| | | 平成 27 年度 | 8,241 | - | 17.8 | - |
| | | 令和 3 年度 | 7,724 | - | 15.6 | - |
| Q40410 (中原区小杉御殿 町 1 丁目 939) | 丸子中山茅ヶ崎 (中原街道) | 平成 22 年度 | 9,069 | 7,831 | 4.6 | 4.8 |
| | | 平成 27 年度 | 8,531 | - | 9.6 | - |
| | | 令和 3 年度 | 8,542 | - | 7.2 | - |
| Q40420 (中原区 上小田中 6-27) | 丸子中山茅ヶ崎 (中原街道) | 平成 22 年度 | 9,069 | 7,831 | 4.6 | 4.8 |
| | | 平成 27 年度 | 8,845 | - | 10.2 | - |
| | | 令和 3 年度 | 9,150 | - | 7.8 | - |
| Q80130 (中原区 今井上町 83) | 小杉菅線 (南武沿線道路) | 平成 22 年度 | 12,376 | 11,061 | 12.9 | 6.4 |
| | | 平成 27 年度 | 11,148 | - | 13.7 | - |
| | | 令和 3 年度 | 10,246 | - | 11.9 | - |
| Q40480 (高津区 下野毛 1-3) | 幸多摩線 (多摩沿線道路) | 平成 22 年度 | 12,233 | 8,942 | 30.0 | 9.7 |
| | | 平成 27 年度 | 11,928 | - | 30.0 | - |
| | | 令和 3 年度 | 12,086 | - | 24.2 | - |

注 1) 区間番号は、「平成 27 年度一般交通量調査 調査結果」(川崎市)による。

平成 22 年度、令和 3 年度については、「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)で当該調査基本区間に対応するとされた区間のデータとしたため、平成 27 年度の区間番号、調査地点位置と必ずしも一致しない。

注 2) 表中の区間番号は、図 5-15 に対応する。

注 3) 調査時間は、7 時~19 時である。

注 4) 「-」は、調査が行われていないことを示す。

資料: 「平成 22,27 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ)

「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)

「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)

「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)

イ 鉄道

計画地周辺の鉄道の分布は、図 5-15 に示すとおりである。

計画地周辺の鉄道は、南側約 600m に JR 南武線、南東側約 1.0km に東急東横線・目黒線、JR 横須賀線がある。

計画地周辺の駅の 1 日平均乗車人員は、表 5-23 に示すとおりであり、武蔵中原駅、武蔵小杉駅ともに乗車人員は令和元年度までは横ばいであり、令和 2 年度に大きく減少している。

表 5-23 計画地周辺駅の 1 日平均乗車人員

単位：人/日

| | | | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 令和 元年度 | 令和 2 年度 | 令和 3 年度 |
|-----------|----|-----|-------------|-------------|-----------|------------|------------|
| 武蔵 中原駅 | JR | 総 数 | 35,044 | 35,060 | 34,198 | 23,950 | 23,779 |
| | | 定 期 | 24,459 | 24,538 | 24,076 | 16,464 | 14,622 |
| 武蔵 小杉駅 | JR | 総 数 | 129,637 | 130,752 | 129,194 | 88,994 | 91,146 |
| | | 定 期 | 82,258 | 83,149 | 83,052 | 58,480 | 53,920 |
| | 東急 | 総 数 | 112,156 | 112,513 | 113,884 | 82,403 | 81,542 |
| | | 定 期 | 69,348 | 69,890 | 70,621 | 51,487 | 47,007 |

注) JR は年度、東急は年での集計。

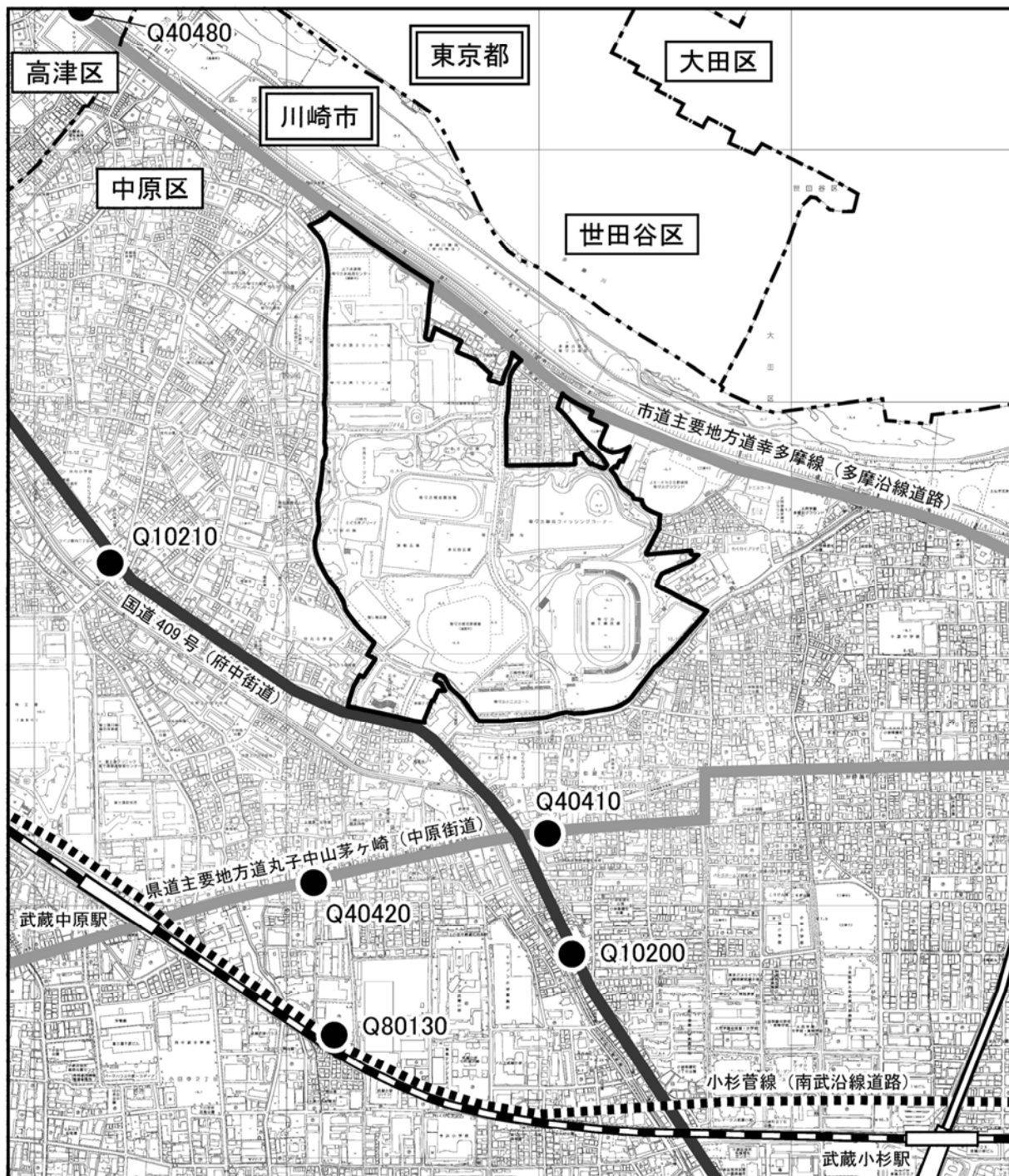
資料：「川崎市統計書 令和 4 年（2022 年）版」（令和 5 年 3 月、川崎市）

ウ バス

計画地周辺のバス路線は、図 5-16 に示すとおりである。

JR 武蔵中原駅から川崎市営バス 5 系統、東急バス 3 系統、川崎鶴見臨港バス 1 系統が、JR 武蔵小杉駅及び東急武蔵小杉駅から川崎市営バス 7 系統、東急バス 7 系統が運行している。

計画地へは川崎市営バス、東急バスが利用可能であり、計画地最寄りのバス停留所は、市営等々力グランド入口（川崎市営バス・東急バス）、市民ミュージアム（川崎市営バス、東急バス）、上河原（川崎市営バス）等である。



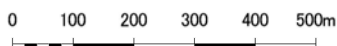
凡例

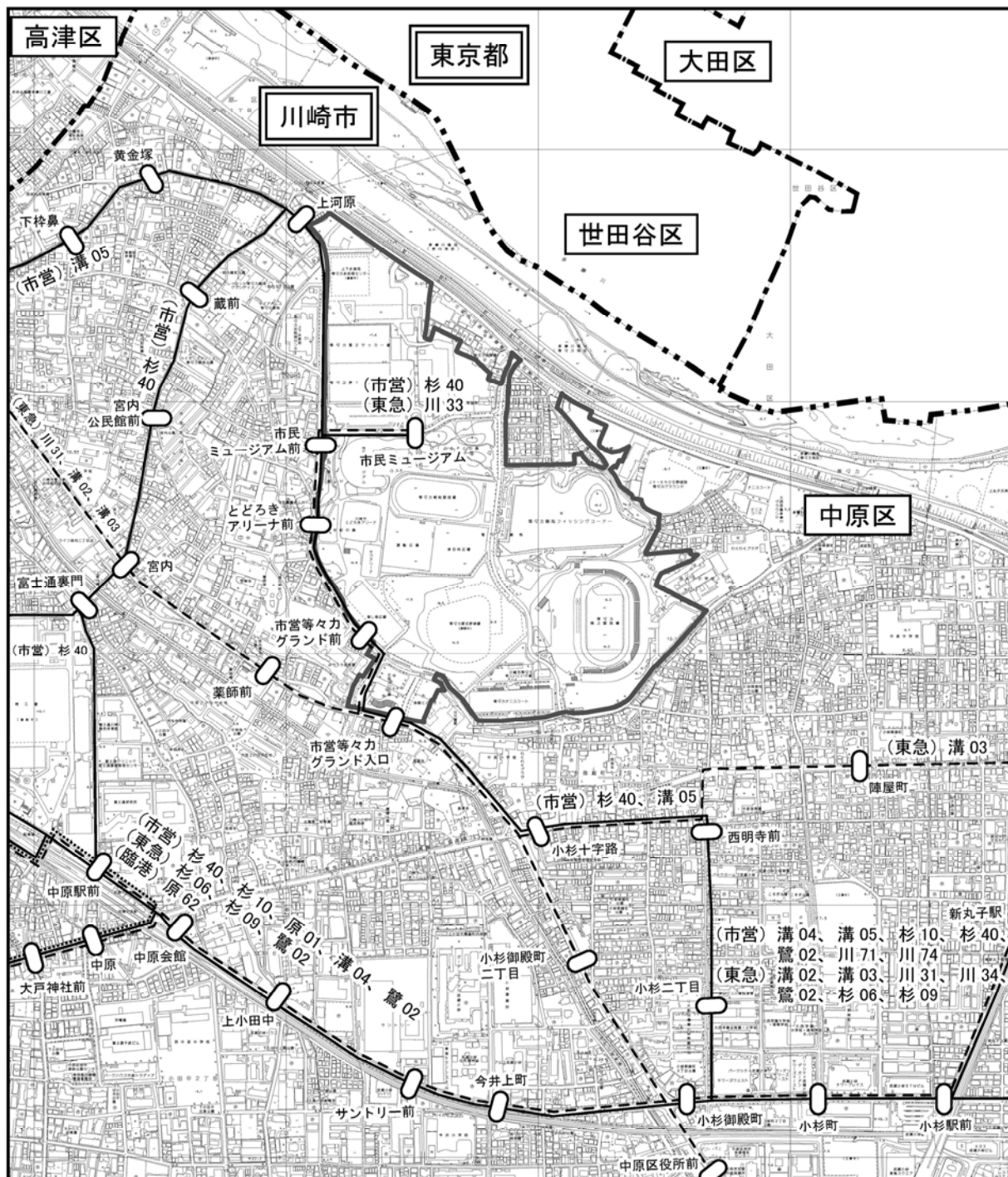
- 計画地
- 都県界
- 区界
- 国道
- 主要地方道
- 市道
- 調査地点 (区間番号は平成27年度調査による)
- 鉄道 (JR)
- 私鉄
- 駅

注) 図中番号は、表 5-22 に対応する。

資料：「平成 22, 27 年度一般交通量調査 調査結果」(令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ)
 「平成 22 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
 「平成 27 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)
 「令和 3 年度 道路交通センサス 一般交通量調査」(国土交通省)

図 5-15 道路及び鉄道





凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 川崎市営バス
- 東急バス
- 川崎鶴見臨港バス
- バス停留所

資料：「中原区ガイドマップ」（令和5年4月、中原区）

図 5-16 バス路線

0 100 200 300 400 500m



(8) 公共施設等の状況

ア 公共施設等

計画地及びその周辺の公共施設等の分布状況は、表 5-24(1)、(2)及び図 5-17 に示すとおりである。

現在、計画地には等々力いこいの家 (No.37)、とどろきアリーナ (No.42) 及び等々力陸上競技場 (No.43) 等が存在している。

また、計画地に比較的近い行政機関等として計画地西側約 20m に等々力水処理センター (No.2) 等、市民館・図書館・会館として南側に隣接して川崎市公文書館 (No.28) 及び会館とどろき (No.30) 等、福祉施設として西側約 80m に等々力特別養護老人ホーム (No.35)、地域子育て支援センターみやうち (No.39) 及び宮内こども文化センター (No.41) 等、認可保育園として南西側に隣接して社会福祉法人あざみ会みやうち (No.4)、南西側約 90m にソラスト武蔵中原 (No.11)、川崎認定保育園として北側に隣接して等々力保育園 (No.13) 等が存在している。教育施設として東側に隣接して西丸子小学校 (No.17)、南側約 30m に中原小学校 (No.19)、南西側約 50m に宮内中学校 (No.23) 等が存在している。

表 5-24(1) 計画地周辺の公共施設等

| 区分 | 番号 | 施設名称 |
|-------|----|--------------------|
| 行政機関等 | 1 | 中原歯科保健センター |
| | 2 | 等々力水処理センター |
| 保育施設 | 3 | 中原保育園 |
| | 4 | 社会福祉法人あざみ会みやうち |
| | 5 | しらゆり宮内 |
| | 6 | にじいろ保育園武蔵中原 |
| | 7 | ひまわりほいくえん |
| | 8 | 神地 |
| | 9 | ピュアリー小杉御殿町 |
| | 10 | スターチャイルド<新丸子ナーサリー> |
| | 11 | ソラスト武蔵中原 |
| | 12 | アイン武蔵小杉北 |
| | 13 | 等々力保育園 |

注) 表中番号は、図 5-17 に対応する。

資料：「中原区ガイドマップ」(中原区)

「中原区の川崎認定保育園一覧」(令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ)

「市の施設 健康・スポーツ一覧」(令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ)

表 5-24(2) 計画地周辺の公共施設等

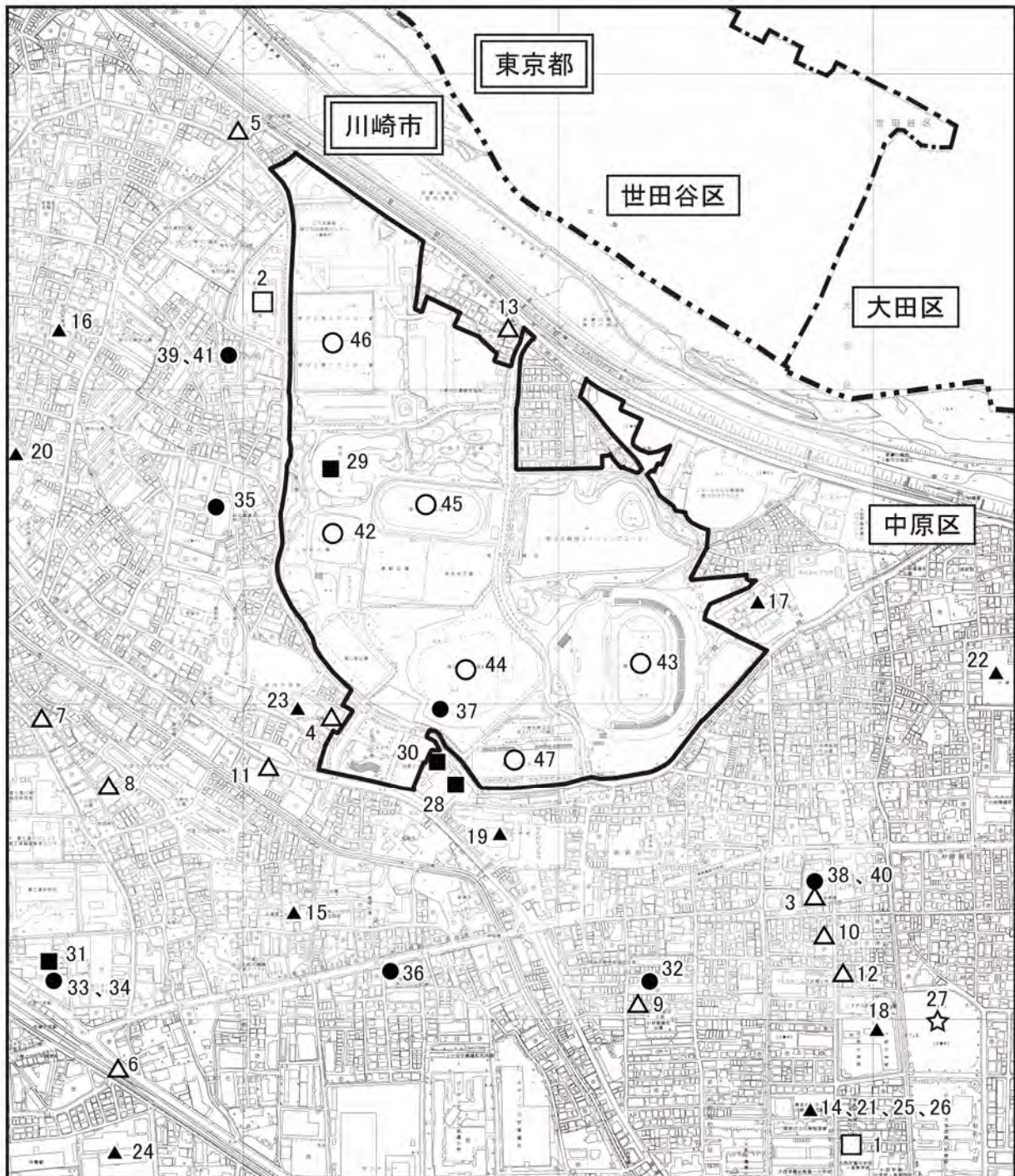
| 区 分 | | 番号 | 施設名称 |
|------------|----------------------|-------------------------|-----------------|
| 文教施設 | 幼稚園 | 14 | 大西学園幼稚園 |
| | | 15 | 太陽第二幼稚園 |
| | | 16 | 宮内幼稚園 |
| | 小学校 | 17 | 西丸子小学校 |
| | | 18 | 小杉小学校 |
| | | 19 | 中原小学校 |
| | | 20 | 宮内小学校 |
| | | 21 | 大西学園小学校 |
| | 中学校 | 22 | 中原中学校 |
| | | 23 | 宮内中学校 |
| 24 | | 西中原中学校 | |
| 25 | | 大西学園中学校 | |
| 高等学校 | 26 | 大西学園高等学校 | |
| 医療機関 | 病院 | 27 | 日本歯科大学武蔵小杉病院 |
| 市民館・図書館・会館 | 28 | 川崎市公文書館 | |
| | 29 | 市民ミュージアム(令和5年9月1日現在休館中) | |
| | 30 | 会館とどろき | |
| | 31 | 川崎市総合福祉センター(エポックなかはら) | |
| 福祉施設 | 全般 | 32 | 中部身体障害者福祉会館 |
| | | 33 | 川崎市社会福祉協議会 |
| | 高齢者福祉 | 34 | 川崎市あんしんセンター運営課 |
| | 特別養護老人ホーム・地域包括支援センター | 35 | 等々力特別養護老人ホーム |
| | 老人いこいの家 | 36 | ごうじいこいの家 |
| | | 37 | 等々力いこいの家 |
| | 地域子育て支援センター | 38 | 地域子育て支援センターなかはら |
| | | 39 | 地域子育て支援センターみやうち |
| | 子ども・青少年 | 40 | 中原区保育・子育て総合センター |
| こども文化センター | 41 | 宮内こども文化センター | |
| スポーツ施設 | 42 | とどろきアリーナ | |
| | 43 | 等々力陸上競技場 | |
| | 44 | 等々力球場 | |
| | 45 | 等々力補助競技場・運動広場、多目的広場 | |
| | 46 | 等々力第1・第2サッカー場 | |
| | 47 | 等々力テニスコート | |

注) 表中番号は、図 5-17 に対応する。

資料: 「中原区ガイドマップ」(中原区)

「中原区の川崎認定保育園一覧」(令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ)

「市の施設 健康・スポーツ一覧」(令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ)



凡例

- | | | |
|-----|-------|------------|
| 計画地 | 行政機関等 | 市民館・図書館・会館 |
| 都県界 | 保育施設 | 福祉施設 |
| 区界 | 文教施設 | スポーツ施設 |
| | 医療機関 | |

注) 図中番号は、表 5-24 (1), (2) に対応する。

資料: 「中原区ガイドマップ」(中原区)
「中原区の川崎認定保育園一覧」(令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ)
「市の施設 健康・スポーツ一覧」(令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ)

図 5-17 公共施設位置図



イ 公園等

計画地周辺の公園等の分布状況は、表 5-25 及び図 5-18 に示すとおりである。

計画地の西側約 110mに宮内 3 丁目公園、南東側約 150mに小杉陣屋町中公園等がある。

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区は計画地の等々力緑地を含む都市公園等が多く存在している。

表 5-25 計画地周辺の公園等

| 番号 | 名称 | 番号 | 名称 |
|----|---------------|----|-----------|
| 1 | 等々力緑地 | 10 | 中神地公園 |
| 2 | 多摩川緑地等々力地区 | 11 | 上小田中公園 |
| 3 | 多摩川緑地宮内地区 | 12 | 上小田中つつじ公園 |
| 4 | 多摩川緑地上丸子天神町地区 | 13 | こすぎ公園 |
| 5 | 宮内春日公園 | 14 | 小杉御殿町公園 |
| 6 | 宮内蔵前公園 | 15 | 小杉陣屋公園 |
| 7 | 宮内公園 | 16 | 小杉陣屋町中公園 |
| 8 | 宮内3丁目公園 | 17 | 今井上町緑道 |
| 9 | 宮内南公園 | 18 | 橋場公園 |

注) 表中番号は、図 5-18 に対応する。

資料：「川崎の公園（令和 4 年 3 月 31 日現在）」（令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ）

(9) 史跡・文化財の状況

計画地周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地の状況は表 5-26 及び図 5-18、指定史跡・指定文化財等の状況は表 5-27(1)～(2)及び図 5-18 に示すとおりである。

計画地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地の「中原区No.2」や「中原区No.14」等が、指定文化財の「旧原家住宅表門」や「旧原家住宅稲荷社」等がある。

計画地内には指定史跡・指定文化財等として「紙本墨図淡彩 仙女図」、「青銅製鰐口（市民ミュージアム）」、「鰐口（春日神社）」等が存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

表 5-26 計画地周辺の埋蔵文化財包蔵地

| 遺跡番号 | 種別 | 所在地（代表地番） | 遺跡の時代 | 名称 |
|----------|-----|-----------------|-------|--------------------|
| 中原区No.2 | 散布地 | 中原区宮内 3-8 | 弥生 | — |
| 中原区No.9 | 古墳 | 中原区宮内 1-7 | 古墳 | 黄金塚古墳 |
| 中原区No.14 | 散布地 | 中原区宮内 4-9 他 | 奈良・近世 | — |
| 中原区No.15 | 散布地 | 中原区宮内 1-7 | 古墳 | — |
| 中原区No.18 | 城館跡 | 中原区小杉御殿町 1 丁目他 | 中世・近世 | 小杉御殿町遺跡 小杉陣屋町遺跡 |
| 中原区No.19 | 散布地 | 中原区宮内 1-7 付近 | 古墳 | 宮内上河原耕地遺跡 |
| 中原区No.20 | 散布地 | 中原区宮内小杉町 2 丁目付近 | 中世・近世 | 小杉町遺跡 |

注) 表中番号は、図 5-18 に対応する。

資料：「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」

（令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ）

川崎市教育委員会ヒアリング（令和 5 年 5 月）

表 5-27(1) 計画地周辺の指定文化財

| 番号 | 所在地 | 年代 | 名称 | 指定 |
|----|--------------------------|-------------------------|-----------------------------------|----------|
| 1 | 中原区小杉陣屋町 1-15-20 | 明治後期 平成 4(1992)年に移築 | 旧原家住宅表門 | 国登録有形文化財 |
| 2 | 中原区小杉陣屋町 1-15-20 | 明治後期 平成 27(2015)年に移築 | 旧原家住宅稲荷社 | 国登録有形文化財 |
| 3 | 中原区小杉陣屋町 1-13-3 | 江戸時代末期 | 安藤家長屋門 | 市重要歴史記念物 |
| 4 | 中原区上小田中 7-20-5 | 江戸時代 | 泉澤寺本堂 | 市重要歴史記念物 |
| 5 | 中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム) | 室町時代後期 | 紙本墨図淡彩 仙女図 | 市重要歴史記念物 |
| 6 | 中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺) | 南北朝時代 | 銅造 阿弥陀如来立像 | 市重要歴史記念物 |
| 7 | 中原区宮内 4-12-14 (常楽寺) | 室町時代 | 木造 十二神将立像 (常楽寺) | 市重要歴史記念物 |
| 8 | 中原区宮内 4-12-14 (常楽寺) | 平安時代 | 木造 聖観世音菩薩立像 (常楽寺) | 市重要歴史記念物 |
| 9 | 中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺) | 江戸時代 | 木造 四天立像 | 市重要歴史記念物 |
| 10 | 中原区宮内 4-12-14 (常楽寺) | 室町時代 | 木造 釈迦如来坐像 (常楽寺) | 市重要歴史記念物 |
| 11 | 中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム) | 南北朝時代 | 青銅製鰐口 (市民ミュージアム) | 市重要歴史記念物 |
| 12 | | 室町時代 | 鰐口 (春日神社) | 県指定重要文化財 |
| 13 | | 奈良時代から江戸時代 | 古筆手鑑「披香殿」 | 市重要歴史記念物 |
| 14 | | 鎌倉時代 | 関東下知状 | 市重要歴史記念物 |
| 15 | | 安土・桃山時代 | 後北条氏の虎の印判状 永禄元年五月十一日付 | 市重要歴史記念物 |
| 16 | 中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺) | 戦国から江戸時代 | 泉澤寺文書 | 市重要歴史記念物 |
| 17 | 中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム) | 安土・桃山時代 | 後北条氏の虎の印判状 甲子三月二十三日付 | 市重要歴史記念物 |
| 18 | | 安土・桃山時代 | 後北条氏の虎の印判状 天正十五年九月二十日付 | 市重要歴史記念物 |
| 19 | | 鎌倉時代 | 板碑 (市民ミュージアム) | 市重要歴史記念物 |
| 20 | | 平安時代 | 生田古墓群 鴛鴦沼古 墓出土火葬骨蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 21 | | 奈良時代 | 生田古墓群 生田 8601 番地古墓出土火葬骨 蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 22 | | 奈良時代から平安時代 | 稗原古墓群 A 地点古 墓出土火葬骨蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 23 | | 平安時代 | 有馬古墓群 後谷戸グ ループ古墓出土火葬 骨蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 24 | | 平安時代 | 野川古墓群 野川南耕 地 A 地点古墓出土火 葬骨蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 25 | | 7 世紀後半 | 无射志国荏原評銘文 字瓦 | 市重要歴史記念物 |
| 26 | | 縄文時代草創期 | 万福寺遺跡群縄文時 代草創期出土品 | 市重要歴史記念物 |

注) 表中番号は、図 5-18 に対応する。

資料：「指定文化財等紹介」(令和 5 年 6 月閲覧、川崎市教育委員会ホームページ)

「神奈川県文化財目録 種類別(令和 5 年 5 月 1 日現在)」(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)

「神奈川県文化財目録 市区町村別(令和 5 年 5 月 1 日現在)」

(令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会)

表 5-27(2) 計画地周辺の指定文化財

| 番号 | 所在地 | 年代 | 名称 | 指定 |
|----|--------------------------|---------------------------------|----------------------------------|------------------------------|
| 27 | 中原区等々力 1-2 (市民ミュージアム) | 縄文時代草創期から 早期・前期・後期前半 | 宿河原縄文時代低地 遺跡出土品 | 市重要歴史記念物 |
| 28 | | 縄文時代後期・晩期 | 下原遺跡縄文時代後・ 晩期出土品 | 市重要歴史記念物 |
| 29 | | 平安時代 | 有馬古墓群 台坂上グ ループ古墓出土火葬 骨蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 30 | | 平安時代 | 細山坂東谷古墓出土 火葬骨蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 31 | | 平安時代 | 菅生古墓群 長沢 1822 番地古墓出土火葬骨 蔵器 | 市重要歴史記念物 |
| 32 | | 旧石器時代 | 鷲ヶ峰遺跡旧石器時 代出土品 | 市重要歴史記念物 |
| 33 | | 弥生時代中期 | 梶ヶ谷神明社上遺跡 出土品 | 市重要歴史記念物 |
| 34 | | 近代 | 大師河原の漁撈具 | 市重要郷土資料 |
| 35 | | 江戸時代 | 獅子頭 (市民ミュージアム) | 市重要郷土資料 |
| 36 | | 中原区宮内 4-12-2 他 (春日神社・常楽寺 ほか) | 古代・中世 | 春日神社・薬師堂・常 楽寺境内及びその周 辺 |
| 37 | 中原区上小田中 7-20-5 (泉澤寺) | 戦国から江戸時代 | 泉澤寺文書 | 市重要歴史記念物 |
| 38 | 多摩区・高津区・中原区・ 幸区 | 慶長 16 (1611) 年 | 二ヶ領用水 | 国登録記念物 |
| 39 | 中原区宮内字白田耕 614 他 | - | 春日神社、常楽寺及び その周辺の樹叢 | 県指定天然記念物 |

注 1) 表中番号は、図 5-18 に対応する。

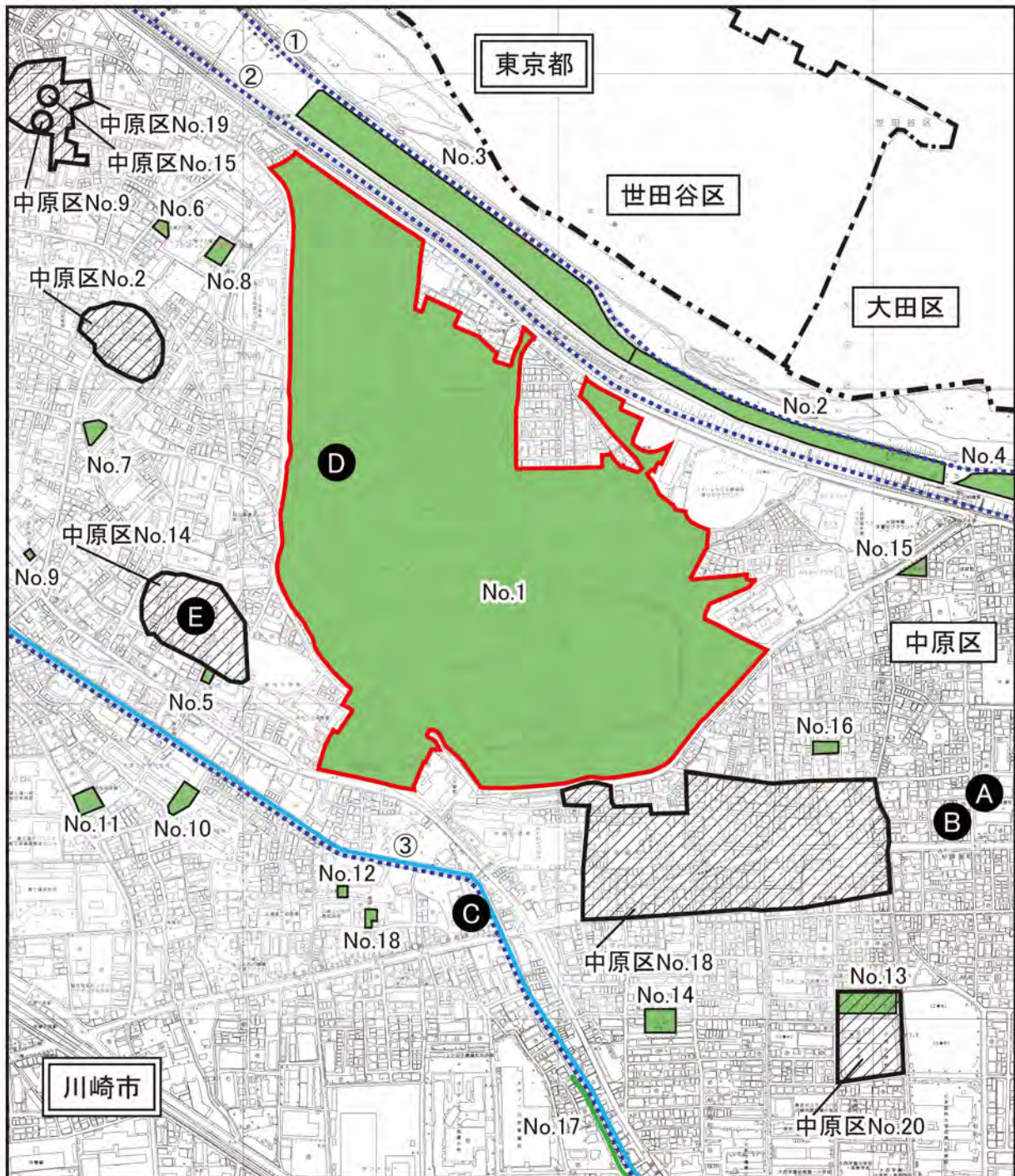
注 2) 「-」は、資料に記載されていないことを示す。

資料：「指定文化財等紹介」（令和 5 年 6 月閲覧、川崎市教育委員会ホームページ）

「神奈川県文化財目録 種類別（令和 5 年 5 月 1 日現在）」（令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会）

「神奈川県文化財目録 市区町村別（令和 5 年 5 月 1 日現在）」

（令和 5 年 5 月、神奈川県教育委員会）



凡例

計画地

都県界

区界

埋蔵文化財包蔵地

公園等

公園

緑道

散策路等

指定文化財

A No.1,2

B No.3

C No.4,6,9,16,37

D No.5,11~15,17~35

E No.7,8,10,36,39

No.38

資料：「川崎の公園（令和4年3月31日現在）」（令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ）
 「川崎市公園・緑地等位置図（令和3年度版）」（令和4年1月、川崎市建設緑政局）
 「かわさき多摩川ふれあいロード全体図」（令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ）
 「多摩川散策マップ」（令和5年6月閲覧、京浜河川事務所ホームページ）
 「ニヶ領用水散策マップ」（平成30年3月、川崎市）
 「指定文化財等紹介」（令和5年6月閲覧、川崎市教育委員会ホームページ）
 「ガイドマップかわさき 都市計画情報 その他の土地規制」（令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ）
 「神奈川県文化財目録 種類別（令和5年5月1日現在）」（令和5年5月、神奈川県教育委員会）
 「神奈川県文化財目録 市区町村別（令和5年5月1日現在）」（令和5年5月、神奈川県教育委員会）

注）图中番号は公園等は表5-25、散策路等は表5-17、埋蔵文化財包蔵地は表5-26、指定文化財は表5-27(1),(2)に対応

図5-18 公園・文化財等位置図



(10) 公害等の状況

ア 公害苦情の状況

令和4年度の公害苦情の件数は、表5-28に示すとおりである。

中原区の苦情発生件数は136件であり、川崎市全体の821件に対し、約16.6%を占めている。種類別の苦情件数は、騒音が最も多く、次いで振動、次いで大気汚染となっている。

表5-28 公害苦情の件数（令和4年度）

| 区分 | 大気汚染 | 水質汚濁 | 土壌汚染 | 騒音 | 振動 | 地盤沈下 | 悪臭 | その他 | 計 |
|-------|------|------|------|-----|-----|------|----|-----|-----|
| 中原区 | 17 | 0 | 0 | 79 | 29 | 0 | 10 | 1 | 136 |
| 川崎市全体 | 109 | 18 | 1 | 470 | 116 | 0 | 91 | 16 | 821 |

資料：「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」（令和5年3月、川崎市）

イ 大気汚染

計画地周辺には、図5-19に示すとおり、一般環境大気測定局として中原測定局、自動車排出ガス測定局として中原平和公園測定局がある。

両測定局の令和3年度における二酸化窒素濃度及び浮遊粒子状物質濃度の測定結果は表5-29に、経年変化は図5-20(1)～(2)に示すとおりである。

令和3年度の測定結果では、両測定局の二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成していた。

また、計画地及びその周辺には著しい大気汚染物質を発生させるような施設（発生源）はない。

表5-29 大気汚染測定結果(令和3年度)

| 測定項目 | | 測定局 | 一般環境大気測定局 | 自動車排出ガス測定局 | 環境基準 |
|---------------------------------|--------------|------------------|-----------------------|-----------------------|---|
| | | 中原測定局 (中原区役所) | 中原平和公園測定局 (中原平和公園) | 中原平和公園測定局 (中原平和公園) | |
| 二酸化窒素 (ppm) | 年平均値 | | 0.014 | 0.015 | 1時間値の1日平均値が0.04ppm～0.06ppmのゾーン内又はそれ以下であること。 |
| | 日平均値の年間98%値 | | 0.032 | 0.033 | |
| | 環境基準達成状況※1 | | ○ | ○ | |
| 浮遊粒子状物質 (mg/m ³) | 年平均値 | | 0.012 | 0.012 | 1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。 |
| | 日平均値の年間2%除外値 | | 0.026 | 0.026 | |
| | 環境基準達成状況※2 | | 長期：○ 短期：○ | 長期：○ 短期：○ | |

※1：二酸化窒素の環境基準の評価は、日平均値の年間98%値が0.06ppm以下の場合を達成（○）と評価。

※2：浮遊粒子状物質の環境基準達成状況は、上段は長期的評価、下段は短期的評価の結果を示す。

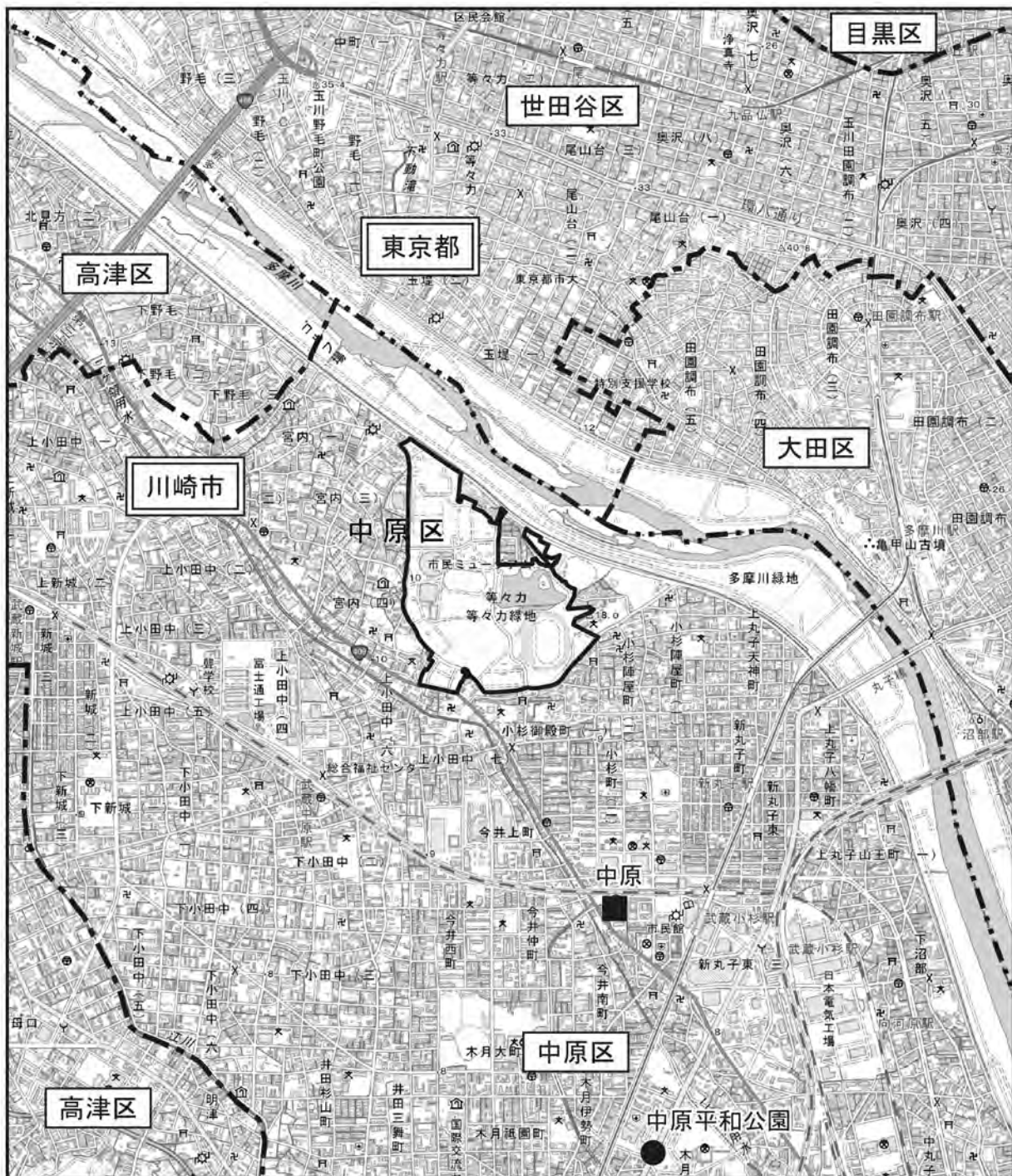
長期的評価は、以下の①及び②が適合した場合を達成（○）と評価。

① 年間2%除外値が0.10mg/m³以下、② 日平均値が0.10mg/m³を超えた日が2日以上連続しないこと。

短期的評価は、以下の①及び②が適合した場合を達成（○）と評価。

① 1時間値が0.20mg/m³以下、② 日平均値が0.10mg/m³以下。

資料：「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」（令和5年3月、川崎市）



凡例

- 計画地
- 都県界
- 区界
- 一般環境大気測定局
- 自動車排出ガス測定局

資料：「川崎市大気データ」（令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ）

図 5-19 測定局位置図

0 250 500 750 1000



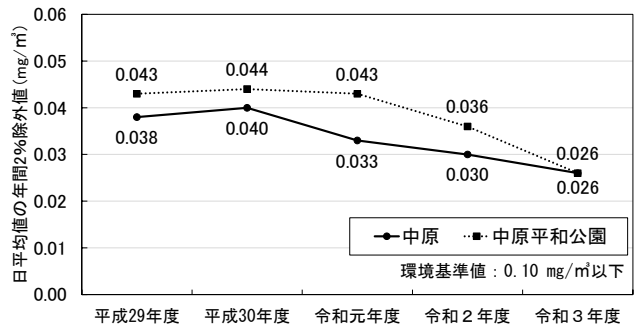
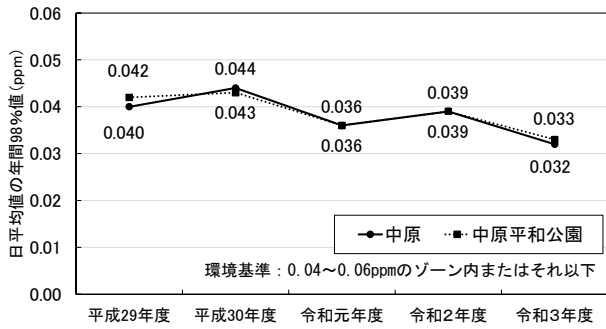


図 5-20(1) 二酸化窒素濃度経年変化 (日平均値の年間 98% 値：平成 29 年度～令和 3 年度) (日平均値の年間 2% 除外値：平成 29 年度～令和 3 年度)
資料：「令和 4 年度 環境局事業概要－公害編－」 (令和 5 年 3 月、川崎市)

ウ 水質汚濁

計画地周辺の水質調査地点である多摩川の田園調布取水堰（上）及び宮内雨水幹線の多摩川流入前における生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果及び経年変化は、表 5-30～31 に示すとおりである。

令和 3 年度の多摩川の田園調布取水堰（上）における BOD75% 値は、1.2mg/L であり、環境基準（B 類型）を達成している。

計画地内において、著しい水質汚濁の発生源は存在しない。

表 5-30 水質調査結果（令和 3 年度）

| 水系名 | 河川名 | 地点名 | BOD75% 値 | 環境基準(BOD75% 値) |
|-----|--------|------------|----------|------------------|
| 多摩川 | 多摩川 | 田園調布取水堰（上） | 1.2mg/L | B 類型(3.0mg/L 以下) |
| | 宮内雨水幹線 | 多摩川流入前 | 1.5mg/L | -※ |

※：宮内雨水幹線は環境基準が定められていない。

資料：「令和 3 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (令和 5 年 5 月、神奈川県)
「令和 3 年度 水質年報」 (令和 5 年 3 月、川崎市)

表 5-31 BOD 経年変化（年平均値）

単位：mg/L

| 河川名 | 測定地点名 | 平成 29 年 | 平成 30 年 | 令和元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 |
|--------|------------|---------|---------|------|--------|--------|
| 多摩川 | 田園調布取水堰（上） | 1.2 | 1.0 | 1.3 | 1.4 | 1.0 |
| 宮内雨水幹線 | 多摩川流入前 | 2.4 | 2.6 | 4.7 | 1.6 | 1.4 |

資料：「令和 3 年度神奈川県 公共用水域及び地下水の水質測定結果」 (令和 5 年 5 月、神奈川県)
「令和 3 年度 水質年報」 (令和 5 年 3 月、川崎市)

エ 土壌汚染

「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」（令和5年3月、川崎市）によると、計画地のある中原区における「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査等の報告件数（令和3年度）は18件であり、そのうち1件が形質変更時要届出区域に指定されている。また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年12月24日、条例第50号）に基づく土壌調査の報告件数（令和3年度）は8件であり、そのうち1件で土壌汚染が判明している。なお、汚染土壌の処理対策に係る報告件数（令和3年度）は4件である。

計画地内の形質変更時要届出区域については、表5-32に示すとおりである。

計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」（平成14年5月29日、法律第53号）に基づく要措置区域はないが、計画地内の野球場が形質変更時要届出区域に指定されている。

表 5-32 計画地内の形質変更時要届出区域（令和5年4月24日現在）

| 自治体 指定番号 | 指定 年月日 | 区域の所在地 | 区域の 概況 | 区域の面積 | 指定基準に 適合しない 特定有害物質 |
|-------------|----------------|--|-----------|--------------------------|---|
| 指-70号 | 平成29年 8月29日 | 中原区等々力764番、765番、773番、774番、775番、975番3、3148番、3166番2、3202番、3226番、3226番地先（無地番地）の一部 | 公園 用地 | 12,709.90 m ² | 砒素及びその化合物 セレン及びその化合物 ふっ素及びその化合物 ほう素及びその化合物 |

資料：「川崎市における土壌汚染対策法に基づく「形質変更時要届出区域」（令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ）」

オ 騒音及び振動

中原区及び川崎市における「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく工場・事業場数、特定施設届出数は、表5-33(1)～(2)に示すとおりである。

計画地が位置する中原区内には、「騒音規制法」に基づく特定施設を設置している工場・事業場は249（川崎市全体の約20.5%）存在し、「振動規制法」に基づく特定施設を設置している工場・事業場は144（同約23.2%）存在する。

表 5-33(1) 特定施設設置届出工場・事業所数及び特定施設設置届出施設数（騒音規制法）

令和4年3月31日現在

| 名 称 | | 地 区 | |
|--------|------------|-------|-------|
| | | 中原区 | 川崎市 |
| 工場・事業場 | | 249 | 1,214 |
| 特定施設 | 金属加工機械 | 343 | 1,075 |
| | 空気圧縮機及び送風機 | 1,425 | 7,206 |
| | 土石用破碎機等 | 6 | 33 |
| | 建設用資材製造機械 | 2 | 20 |
| | 木材加工機械 | 14 | 81 |
| | 印刷機械 | 72 | 206 |
| | 合成樹脂用射出成形機 | 185 | 505 |
| | 合 計 | 2,047 | 9,126 |

資料：「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」（令和5年3月、川崎市）」

表 5-33(2) 特定施設設置届出工場・事業所数及び特定施設設置届出施設数（振動規制法）

令和 4 年 3 月 31 日現在

| 名 称 | | 地 区 | |
|--------|----------------------|-----|-------|
| | | 中原区 | 川崎市 |
| 工場・事業場 | | 144 | 622 |
| 特定施設 | 金属加工機械 | 498 | 1,543 |
| | 圧縮機 | 123 | 760 |
| | 土石用破碎機等 | 1 | 22 |
| | 木材加工機械 | 1 | 1 |
| | 印刷機械 | 38 | 100 |
| | ゴム練用又は合成樹脂練用 ロール機 | 0 | 1 |
| | 合成樹脂用射出成形機 | 104 | 345 |
| | 合 計 | 765 | 2,772 |

資料：「令和 4 年度 環境局事業概要－公害編－」（令和 5 年 3 月、川崎市）

計画地周辺の騒音及び振動の発生源としては、計画地南西側に位置する国道 409 号（府中街道）、県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）や、計画地の北側に位置する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）等を走行する自動車等がある。

カ 地盤沈下

計画地周辺の水準点は図 5-21 に、各地点の地盤変動量は表 5-34 に示すとおりである。

年間地盤変動量は、平成 30 年～令和 4 年において前年比-6.8mm～+4.8mm であり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間 20mm 以上の沈下）を下回っている。

表 5-34 年間地盤変動量

単位：mm

| 水準点 番号 | 所在地 | 平成 30 年 | 令和 元年 | 令和 2 年 | 令和 3 年 | 令和 4 年 |
|-----------|-----------------|------------|----------|-----------|-----------|-----------|
| 65A | 中原区小杉御殿町 1-1010 | -1.5 | +4.2 | -1.7 | -6.8 | -1.1 |
| 170C | 中原区等々力 22-1 | -0.2 | +4.2 | 不測 | 不測 | 不測 |
| 176A | 中原区上小田中 7-17-8 | -0.8 | +4.8 | -1.5 | -4.8 | +1.3 |

注 1) 水準点番号は、図 5-21 に対応する。

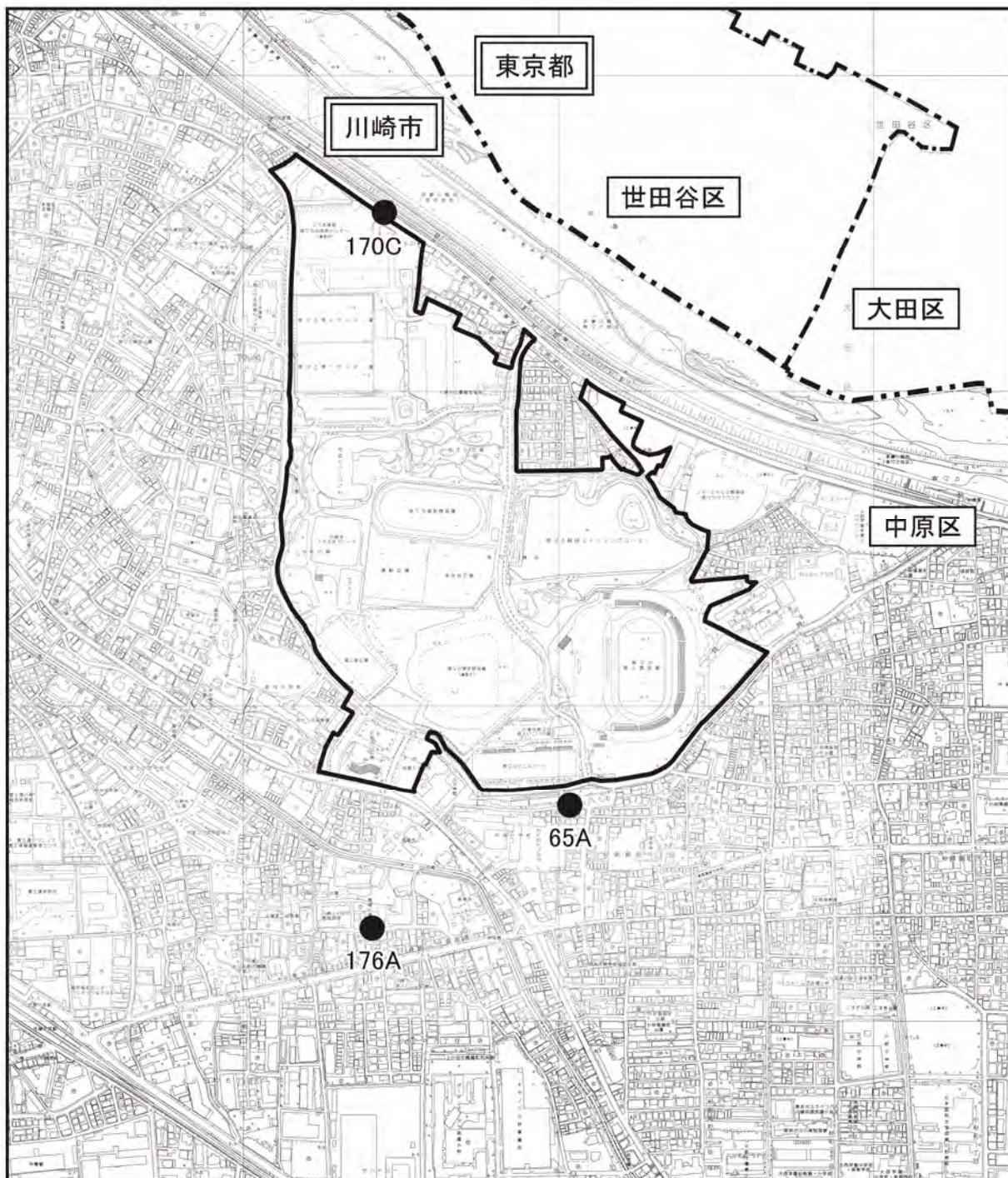
注 2) 地盤変動量は、各年基準日（1 月 1 日）の水準点の標高を前年と比較している。

資料：「市内の標高」（令和 5 年 6 月閲覧、川崎市ホームページ）

キ 悪臭

計画地及びその周辺では、悪臭の調査は行われていない。

また、計画地及びその周辺には著しい悪臭を発生させるような施設（発生源）はない。



凡例

- 計画地
- 水準点
- 都県界
- 区界

注) 图中番号は、表 5-34 に対応する。

資料: 「ガイドマップかわさき 地盤情報 公共水準点情報」(令和5年6月閲覧、川崎市ホームページ)

図 5-21 水準点位置図

0 100 200 300 400 500m



(11) 法令等の状況

ア 関連する法令等

本事業に関連する環境関連法令、条例、要綱、計画等は表 5-35(1)～(2)に示すとおりである。

表 5-35(1) 法令等

| 区 分 | | 法令、条例、要綱、計画等の名称 | 備 考 | |
|-----------------------|--|-----------------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 環境 関連 | 環境全般 | 環境基本法 | 平成 5 年 11 月 19 日、法律第 91 号 | |
| | | 第五次環境基本計画 | 平成 30 年 4 月 17 日、閣議決定 | |
| | | 川崎市環境基本条例 | 平成 3 年 12 月 25 日、条例第 28 号 | |
| | | 川崎市環境基本計画 | 令和 3 年 2 月改定、川崎市 | |
| | 環境影響評価 | 川崎市環境影響評価に関する条例 | 平成 11 年 12 月 24 日、条例第 48 号 | |
| | | 地域環境管理計画 | 令和 3 年 3 月改定、川崎市 | |
| | | 川崎市環境影響評価等技術指針 | 令和 3 年 3 月改訂、川崎市 | |
| | 地球環境 | エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律 | 昭和 54 年 6 月 22 日、法律第 49 号 | |
| | | 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律 | 平成 27 年 7 月 8 日、法律第 53 号 | |
| | | 地球温暖化対策の推進に関する法律 | 平成 10 年 10 月 9 日、法律第 117 号 | |
| | | 川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例 | 平成 21 年 12 月 24 日、条例第 52 号 | |
| | 公害防止等生活環境の保全 | 全 般 | 川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例 | 平成 11 年 12 月 24 日、条例第 50 号 |
| | | | 環境への負荷の低減に関する指針 | 平成 22 年 4 月、川崎市 |
| | | | 川崎市大気・水環境計画 | 令和 4 年 3 月策定、川崎市 |
| | | 大気質 悪 臭 | 大気汚染防止法 | 昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 97 号 |
| | | | 悪臭防止法 | 昭和 46 年 6 月 1 日、法律第 91 号 |
| | | 水質汚濁 | 下水道法 | 昭和 33 年 4 月 24 日、法律第 79 号 |
| | | | 水質汚濁防止法 | 昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 138 号 |
| | | 地盤沈下 土壌汚染 | 川崎市下水道条例 | 昭和 36 年 3 月 31 日、条例第 18 号 |
| | | | 工業用水法 | 昭和 31 年 6 月 11 日、法律第 146 号 |
| | | 騒 音 振 動 | 土壌汚染対策法 | 平成 14 年 5 月 29 日、法律第 53 号 |
| | | | 騒音規制法 | 昭和 43 年 6 月 10 日、法律第 98 号 |
| | | 廃棄物等 | 振動規制法 | 昭和 51 年 6 月 10 日、法律第 64 号 |
| | | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | 昭和 45 年 12 月 25 日、法律第 137 号 |
| | | | 資源の有効な利用の促進に関する法律 | 平成 3 年 4 月 26 日、法律第 48 号 |
| | 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 | | 平成 12 年 5 月 31 日、法律第 104 号 | |
| | 循環型社会形成推進基本法 | | 平成 12 年 6 月 2 日、法律第 110 号 | |
| 建設廃棄物処理指針（平成 22 年度版） | 平成 23 年 3 月 30 日、環境省 | | | |
| 建設副産物適正処理推進要綱 | 平成 14 年 5 月 30 日、国官総第 122 号、国総事第 21 号、国総建第 137 号 | | | |
| 神奈川県土砂の適正処理に関する条例 | 平成 11 年 3 月 16 日、神奈川県条例第 3 号 | | | |
| 川崎市廃棄物の処理及び再生利用に関する条例 | 平成 4 年 12 月 24 日、条例第 51 号 | | | |
| 建設廃棄物の適正管理の手引き | 令和 4 年 3 月、川崎市 | | | |
| 生物 | 川崎市一般廃棄物処理基本計画 | 平成 28 年 3 月、川崎市 | | |
| | 廃棄物保管施設設置基準要綱 | 平成 6 年 4 月改正、川崎市 | | |
| 緑の回復・ 育成 | 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 | 平成 14 年 7 月 12 日、法律第 88 号 | | |
| | 生物多様性かわさき戦略 | 令和 4 年 3 月改定、川崎市 | | |
| | 川崎市緑の保全及び緑化の推進に関する条例 | 平成 11 年 12 月 24 日、条例第 49 号 | | |
| | 川崎市緑の基本計画 | 平成 30 年 3 月改定、川崎市 | | |
| | 第 2 期 川崎市緑の実施計画 | 令和 4 年 3 月、川崎市 | | |
| 歴史的 文化的遺産 | 川崎市緑化指針 | 令和 4 年 2 月一部改正、川崎市 | | |
| | 小杉地区緑化推進重点地区計画 | 令和 4 年 3 月、川崎市 | | |
| 景 観 | 文化財保護法 | 昭和 25 年 5 月 30 日、法律第 214 号 | | |
| | 川崎市文化財保護条例 | 昭和 34 年 8 月 3 日、条例第 24 号 | | |
| | 景観法 | 平成 16 年 6 月 18 日、法律第 110 号 | | |
| | 川崎市都市景観条例 | 平成 6 年 12 月 26 日、条例第 38 号 | | |
| | 川崎市景観計画 | 平成 30 年 12 月改定、川崎市 | | |
| | 景観計画届出マニュアル | 令和元年 7 月改定、川崎市 | | |
| | 公共空間景観形成ガイドライン | 平成 26 年 4 月、川崎市 | | |

表 5-35(2) 法令等

| 区 分 | | 法令、条例、要綱、計画等の名称 | 備 考 |
|------------------------------|---|--|-------------------------------|
| 環境 関連 | コミュニティ 施設等 | 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 | 平成 18 年 6 月 21 日、法律第 91 号 |
| | | 川崎市福祉のまちづくり条例 | 平成 9 年 7 月 1 日、条例第 36 号 |
| | | 都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン | 令和 4 年 3 月、国土交通省 |
| | 地域交通 | 駐車場法 | 昭和 32 年 5 月 16 日、法律第 106 号 |
| | | 川崎市建築物における駐車施設の附置等に関する条例 | 平成 4 年 12 月 24 日、条例第 54 号 |
| | | 川崎市自転車等駐車場の附置等に関する条例 | 平成 17 年 3 月 24 日、条例第 19 号 |
| | 安全 | 石綿障害予防規則 | 平成 17 年 2 月 24 日、厚生労働省令第 21 号 |
| | 気候変動 | 災害対策基本法 | 昭和 36 年 11 月 15 日、法律第 223 号 |
| | | 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法 | 平成 25 年 12 月 11 日、法律第 36 号 |
| 気候変動適応法 | | 平成 30 年 6 月 13 日、法律第 50 号 | |
| かわさき強靱化計画 | | 令和 4 年 3 月、川崎市 | |
| 川崎市地域防災計画 震災対策編 (令和元年度修正) | | 令和 2 年 3 月、川崎市防災会議 | |
| 川崎市地域防災計画 風水害対策編 (令和 3 年度修正) | | 令和 4 年 3 月、川崎市防災会議 | |
| 対象事業関連 | 川崎市地域防災計画 都市災害対策編(平成 26 年度修正) | 平成 26 年 10 月、川崎市防災会議 | |
| | 建築基準法 | 昭和 25 年 5 月 24 日、法律第 201 号 | |
| | 都市計画法 | 昭和 43 年 6 月 15 日、法律第 100 号 | |
| | 川崎市都市公園条例 | 昭和 32 年 3 月 29 日、条例第 6 号 | |
| | 川崎市風致地区条例 | 昭和 46 年 12 月 24 日、条例第 78 号 | |
| | 脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律 | 平成 22 年 5 月 26 日、法律第 36 号 | |
| | 川崎市建築基準条例 | 昭和 35 年 9 月 9 日、条例第 20 号 | |
| | 川崎市福祉のまちづくり条例 | 平成 9 年 7 月 1 日、条例第 36 号 | |
| | 川崎市中高層建築物等の建築及び開発行為に係る紛争の調整等に関する条例 | 平成 7 年 12 月 26 日、条例第 48 号 | |
| | 川崎市都市計画法に基づく開発許可の基準に関する条例 | 平成 15 年 7 月 4 日、条例第 27 号 | |
| | 川崎市建築行為及び開発行為に関する総合調整条例 | 平成 15 年 7 月 4 日、条例第 29 号 | |
| | 川崎市建築物環境配慮制度 | 令和 5 年 4 月改訂、川崎市 | |
| | 川崎市総合計画 | 平成 28 年 3 月策定、川崎市 | |
| | 川崎市総合計画第 3 期実施計画 | 令和 4 年 3 月、川崎市 | |
| 川崎市都市計画マスタープラン全体構想 | 平成 29 年 3 月改定、川崎市 | | |
| 川崎市都市計画マスタープラン中原区構想 | 令和 3 年 8 月改定、川崎市 | | |

イ 『川崎市総合計画』（平成 28 年 3 月、川崎市）

「川崎市総合計画」（平成 28 年 3 月、川崎市）は、子どもたちの笑顔があふれ、高齢者や障がい者等、誰もが社会に貢献しながら生きがいを持つことができ、産業都市として力強く発展し続ける、そのような成長と成熟が調和し、誰もが幸せを感じられる川崎をめざし、「安心のふるさとづくり（成熟）」と「力強い産業都市づくり（成長）」の調和により、市政をバランスよく進めるために、策定したものである。この計画の趣旨に基づき、『成長と成熟の調和による持続可能な最幸のまち かわさき』の実現をめざしている。

「川崎市総合計画第 3 期実施計画」（令和 4 年 3 月、川崎市）は、令和 4 年度から令和 7 年度の 4 か年の具体的な取組を定めたものである。

このなかで、等々力緑地再編整備事業は、表 5-36 に示すとおり、「魅力ある公園緑地等の整備」の取組の一つとして位置付けられている。

表 5-36 川崎市総合計画第 3 期実施計画に位置付けられた計画期間の主な取組
（等々力緑地再編整備事業部分抜粋）

| 事務事業名 | 現状 | 事業内容・目標 | | | | |
|--|--|--|--|---|------------------|---------------------------|
| | 令和 3（2021） 年度 | 令和 4（2022） 年度 | 令和 5（2023） 年度 | 令和 6（2024） 年度 | 令和 7（2025） 年度 | 令和 8（2026） 年度以降 |
| 等々力緑地再編整備事業 社会環境の変化による新たな課題等に対応し、安全・安心で魅力あふれる公園の実現に向けて、民間活力を導入した緑地全体の再編整備を推進します。 | <ul style="list-style-type: none"> ●等々力緑地再編整備の推進 ・「等々力緑地再編整備実施計画」の改定 | <ul style="list-style-type: none"> ・計画に基づく取組の推進 ・緑化フェアと連携した取組の推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・事業完了 | | 事業推進 |
| | <ul style="list-style-type: none"> ●民間活力導入に向けた取組の推進 ・民間活力導入手法の決定 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者の公募・選定 | <ul style="list-style-type: none"> ・民間事業者による既存施設の一体的管理の開始 ・施設の設計等及び整備に向けた手続の実施 | | | 再編整備工事（R8～R11）〔2026～2029〕 |

ウ 『川崎市都市計画マスタープラン全体構想』（平成 29 年 3 月改定、川崎市）

都市計画マスタープランは、長期的視点に立った都市の将来像を展望し、地域地区等の土地利用の方針や道路、公園等の市民の生活・経済活動を支える都市施設整備の方針、市街地整備の方針等を明らかにしたものである。

川崎市の都市計画マスタープランは、「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」

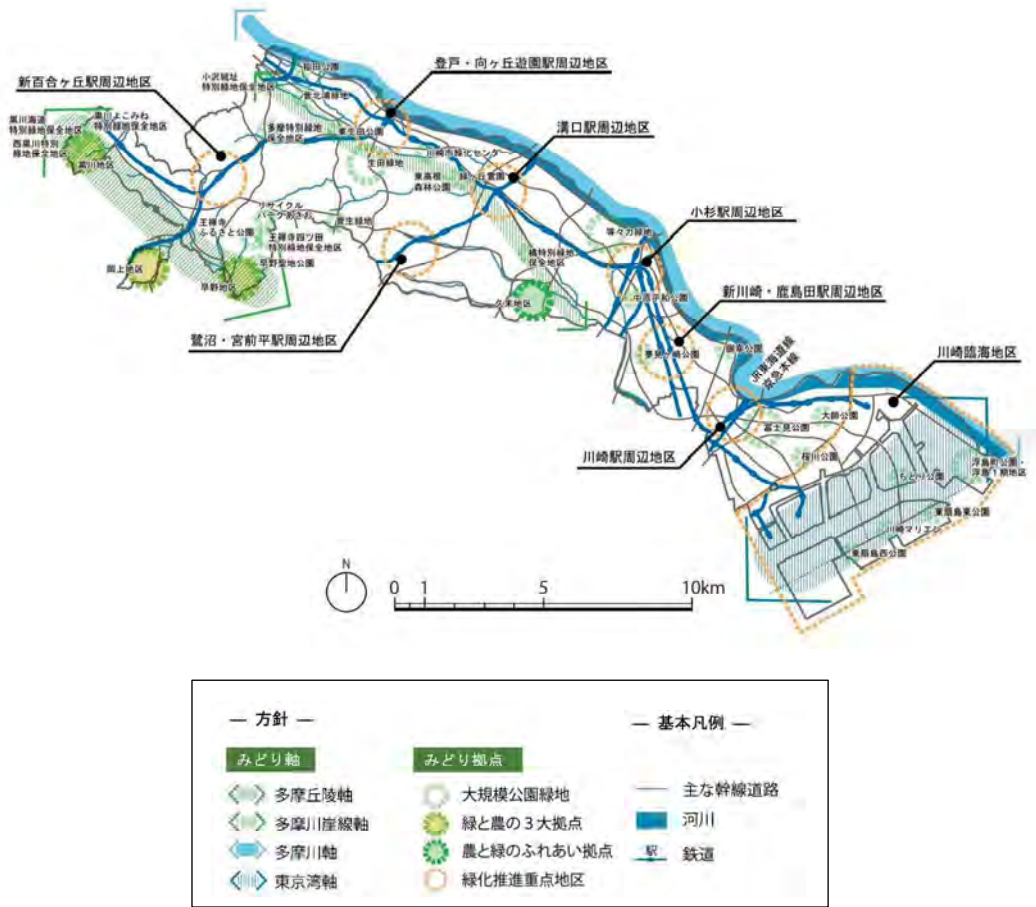
（平成 29 年 3 月改定、川崎市）、「川崎市都市計画マスタープラン中原区構想」（令和 3 年 8 月改定、川崎市）等の区別構想、「川崎市都市計画マスタープラン小杉駅周辺まちづくり推進地域構想」（平成 21 年 3 月、川崎市）のまちづくり推進市域別構想の 3 層構造となっている。

全体構想では、川崎らしい緑と水の骨格の形成を目指すため、地域の核となる富士見公園や等々力緑地、生田緑地等の大規模な公園緑地などを「みどり拠点」と位置づけ、それぞれの多彩な機能を高め、安全で快適な暮らしを支える緑のまちづくりの推進に努めるとしている。全体構想における都市環境方針図は、図 5-22 に示すとおりである。

また、中原区構想の中で等々力緑地は、「賑わいのある等々力緑地づくり」として、民間活力も生かしながら様々な導入機能について検討を行い、自然と調和した安全・安心で賑わいのある、より魅力的な公園を目指して、再編整備の取組を推進すること、再編整備に当たっては、隣接する多摩川緑地との相互のアクセスの改善にむけた取組を進め、緑のネットワークの強化を目指すとしている。

小杉駅周辺まちづくり推進地域構想の中で等々力緑地は、緑の核の一つと位置付けられている。

<都市環境方針図>



資料：「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」（平成 29 年 3 月改定、川崎市）

図 5-22 「川崎市都市計画マスタープラン全体構想」の都市環境方針図

エ 川崎市地球温暖化対策推進基本計画

川崎市は、平成30年3月に「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」を改定し、低炭素社会の実現に向けた取組を推進してきたが、昨今の気候変動の危機的状況や、世界の脱炭素化の潮流が急激に加速化したのを受けて、脱炭素化社会の実現に向けた施策を一層強化するため、本計画を令和4年3月に改定した。

本計画では「2050年の脱炭素社会の実現（市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す）」というゴールに向けたアプローチとして、2030年度の達成目標を下記のとおり定めている。

- ・ 温室効果ガス排出量の全体目標
市域目標：50%削減（2013年度比）
- ・ 温室効果ガス排出量の個別目標
民生系目標：45%以上削減（2013年度比）
産業系目標：50%以上削減（2013年度比）
市役所目標：50%以上削減（2013年度比）
- ・ 再エネ（再生可能エネルギー）導入目標
33万kW以上導入

また、目標を達成するため、「将来世代にわたって安心して暮らせる脱炭素なまちづくり」と「環境と経済の好循環による持続可能で力強い産業づくり」に挑戦することを基本理念とし、図5-23が示す8の基本的方向と40の施策を定めている。

8の基本的方向の一つとして、「市役所が自ら率先して脱炭素化にチャレンジしているまち」を掲げており、「全ての市公共施設への再生エネルギー電力の導入」、「市公共施設の再エネ・省エネ・環境配慮の徹底」等の施策を推進することとしている。また、「気候変動に適応し安全で健康に暮らせるまち」を掲げており、「将来起こりうる自然災害への対応の計画的な推進」、「暑熱対策（ヒートアイランド対策含む）の推進」等の施策を推進することとしている。



資料：「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」（令和4年3月改定、川崎市）

図5-23 川崎市地球温暖化対策推進基本計画の施策体系図

オ 川崎市緑の基本計画

「川崎市緑の基本計画」(平成 30(2018)年 3 月、川崎市)は、「都市緑地法」第 4 条に基づき策定する「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、「緑地の保全及び緑化の目標」、「緑地の保全及び緑化の推進のための施策」に関する事項を示すとともに、緑をとりまく実情を勘案しながら必要な事項を定め、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進を総合的に進めていくものである。

計画地のある中原区では、武蔵小杉駅周辺で大規模な再開発事業が展開され、都市型住宅の建設が進んでいるとともに、大規模な商業施設の開業も相次いでおり、賑わいのあるまちにふさわしい、魅力的な緑の景観を、市民、民間企業と連携して創出、育成していくことが求められている。

中原区における施策の展開は図 5-24 に示すとおりである。等々力緑地は、緑の将来像において、「公園緑地の拠点」、「水と緑の都市再生拠点」、「等々力緑地グリーンコミュニティ」として位置づけられている。小杉駅周辺のまちづくりと連携した施設の再編整備を進めることとしており、防災機能の強化に資する整備を推進すること、陸上競技場・補助競技場の整備や、緑地内の案内サインの更新、施設のバリアフリー化等を進めるとしている。また、等々力緑地におけるパークマネジメントに関して、管理への民間活力の導入を進めるとともに、まちの賑わい創出に寄与する公園として、管理運営・活用を進めるとしている。



資料：「川崎市緑の基本計画」(平成 30(2018)年 3 月、川崎市)

図 5-24 「川崎市緑の基本計画」における中原区における施策の展開

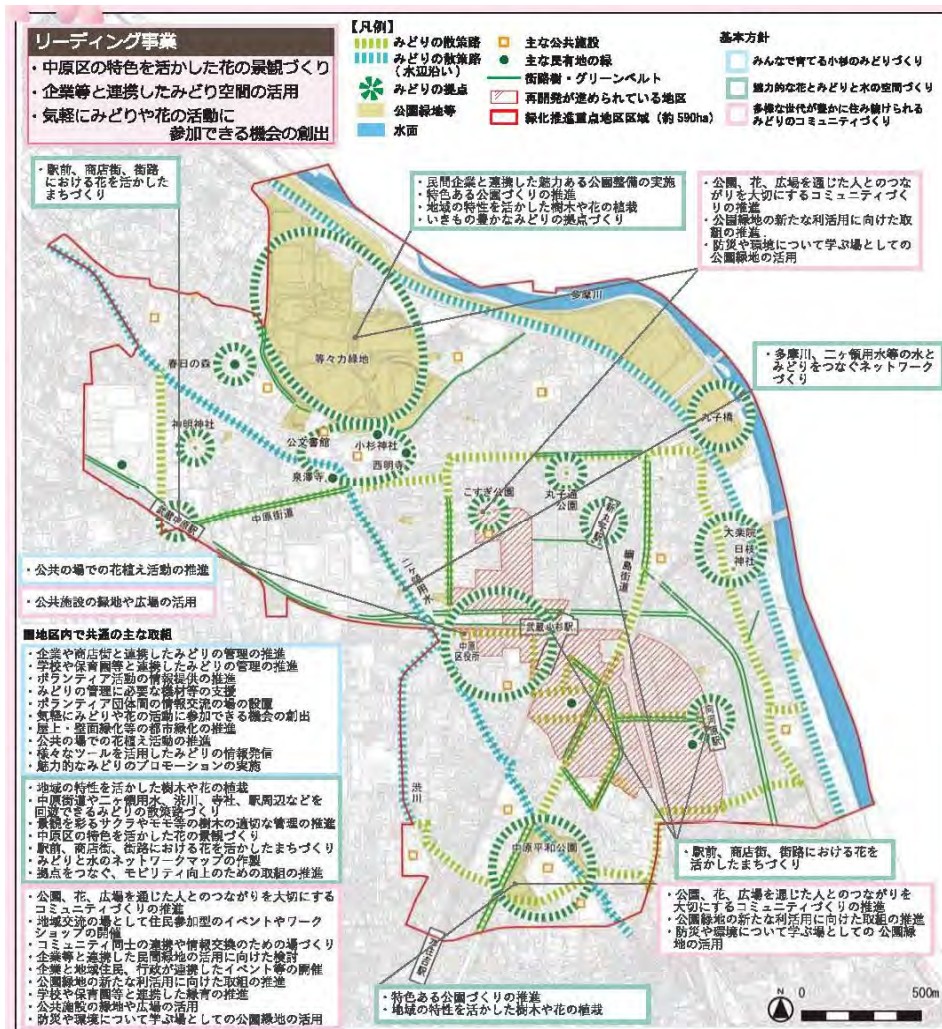
カ 小杉地区緑化推進重点地区計画

「小杉地区緑化推進重点地区計画」（令和 4(2022)年 3 月、川崎市）は、等々力緑地や中原平和公園などの大きな公園、身近な小さな公園や企業の緑地、サクラやモモ、色とりどりの草花、多摩川や二ヶ領用水、中原街道沿いの歴史資源など、小杉にある多様なみどりを、いつもの暮らしをより豊かにしてくれる魅力的なみどりへ、市民、企業、行政が一緒になって未来へつなげていくことを目指している。

基本目標として下記 3 つを掲げている。

- (1) みんなで育てる小杉のみどりづくり
- (2) 魅力的な花とみどりと水の空間づくり
- (3) 多様な世代が豊かに住み続けられるみどりのコミュニティづくり

等々力緑地は、図 5-25 に示すとおり、「みどりの拠点」として位置付けられており、民間企業と連携した魅力ある公園整備の実施や、公園・花・広場を通じた人とのつながりを大切にするコミュニティづくりの推進等が求められている。



資料：「小杉地区緑化推進重点地区計画」（令和 4(2022)年 3 月、川崎市）

図 5-25 小杉地区緑化推進重点地区計画図

キ 川崎市地域防災計画

川崎市地域防災計画は、災害の種類ごとに、「川崎市地域防災計画震災対策編（令和元年度修正）」（令和2年3月、川崎市防災会議）、「川崎市地域防災計画風水害対策編（令和3年度修正）」（令和4年3月、川崎市防災会議）、「川崎市地域防災計画都市災害対策編（平成26年度修正）」（平成26年10月、川崎市防災会議）が策定されている。

等々力緑地は、地震・火災に対応した広域避難場所と位置付けられている。また、等々力緑地内の現施設は、表5-37に示すとおり、ヘリコプター臨時離着陸場、救助・救援活動や物資集積等の拠点として位置付けられている。

なお、等々力緑地は、洪水、内水氾濫に対応した指定緊急避難場所には指定されていない。

表 5-37 等々力緑地内の現施設の地域防災計画上の位置づけ

| 地域防災計画上の位置づけ | 場所 |
|----------------|----------------------------------|
| 遺体安置所 | とどろきアリーナ |
| ヘリコプター臨時離着陸場 | 補助競技場、多目的広場、催し物広場 |
| 自衛隊の活動拠点 | 運動広場、多目的広場 |
| 消防機関の活動拠点 | 催し物広場、テニスコート、等々力球場 |
| ライフライン事業者の活動拠点 | 会館とどろき、南駐車場 |
| 警察の活動拠点 | 陸上競技場、東駐車場 |
| 備蓄倉庫 | 陸上競技場内、等々力球場内 |
| 災害時応急給水拠点 | 正面広場(会館とどろき横) |
| 救援物資市集積場所 | 陸上競技場（バックスタンド室内走路） 等々力球場屋内練習場 |

ク 川崎市スポーツ推進計画

川崎市スポーツ推進計画は、スポーツ基本法第10条に規定する「地方公共団体が定めるスポーツの推進に関する計画として、スポーツ基本法の理念に則り、国のスポーツ政策の基本的方向を示す指針である「第2期スポーツ基本計画」を参酌して策定するものである。

「川崎市スポーツ推進計画第2期」（令和4年3月、川崎市）は、平成24年9月に策定した「川崎市スポーツ推進計画」（計画期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間）の計画期間終了を迎えるにあたり、川崎市を取り巻く社会状況の変化や川崎市のスポーツ施策に関する現状及び課題を踏まえて、スポーツ活動の推進に加えて、スポーツを通じたまちづくりとして、健康長寿社会や共生社会の実現、人や地域の交流促進などの「スポーツのまち・かわさき」に向けた取組を引き続き効率的・効果的に推進するため、策定したものである。

本計画において等々力緑地は、再編整備を行うこと、等々力陸上競技場の最適化、等々力アリーナの再整備、パラスポーツの普及促進やパラアスリーの施設利用促進の施設として位置付けられている。

2 計画地及びその周辺地域の環境の特性

(1) 立地特性

計画地は、川崎市のほぼ中央に位置し、JR南武線・横須賀線、東急東横線・目黒線武蔵小杉駅から約1kmにある。周辺の幹線道路としては、南西側に国道409号（府中街道）、北側に市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約200mに県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）が通っている。

また、計画地の大部分が多摩川の旧堤道路に囲まれた旧河道であり、昭和37(1962)年から緑地内の施設整備が行われた本市を代表する総合公園である。特に、運動施設が充実しており、陸上競技場はJリーグ・川崎フロンターレ、とどろきアリーナはBリーグ・川崎ブレイブサンダースの本拠地として利用されるなど、本市を代表するスポーツ拠点となっている。その他、ふるさとの森、四季園、21世紀の森などのまとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なとどろきアリーナなど様々な施設を有している。

(2) 環境の特性

前述の計画地及びその周辺地域の概況を踏まえ、地域環境管理計画の大項目に沿って環境の特性を以下のとおり把握した。

ア 地球環境

川崎市における温室効果ガスの排出量は、2013年度と比較して15.0%減少している。物質別では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、六ふっ化硫黄が2013年度と比較して減少がみられる一方、ハイドロフルオロカーボン類（HFCs）、パーフルオロカーボン類（PFCs）は増加している。

川崎市では、太陽光、太陽熱を「地産池消のエネルギー」として導入の促進を図っている。また、こうした電力を積極的に活用し、他地域での普及を需要側から推進するため、グリーン電力証書の利用を推進している。

川崎市の地球温暖化対策の目標として、「川崎市地球温暖化対策推進基本計画」では、「2050年の脱炭素社会の実現（市域の温室効果ガス排出量の実質ゼロを目指す）」というゴールに向けたアプローチとして、2030年度の達成目標を、温室効果ガス排出量を市域で50%削減（2013年度比）再エネ導入33万kW以上としている。

計画地におけるエネルギー利用としては、電気・都市ガス等の利用がある。

イ 大気

計画地周辺の一般環境大気測定局（中原測定局）及び自動車排出ガス測定局（中原平和公園測定局）における令和3年度の測定結果では、両測定局の二酸化窒素濃度の評価、浮遊粒子状物質濃度の長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成していた。

また、計画地及びその周辺には、著しい大気汚染物質及び悪臭を発生させる施設等はない。

ウ 水

計画地北側約 100mに一級河川多摩川が流れており、計画地は多摩川流域に属している。

計画地周辺の水質調査地点である多摩川の田園調布取水堰（上）における令和3年度の生物化学的酸素要求量（BOD）の測定結果は、75%値が1.2mg/Lであり、環境基準（B類型）を達成している。

また、計画地内の水域として「釣池」が存在する。

エ 地盤

計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は T.P.+4.5～+10m程度である。多摩川の堤防が T.P.+13m程度となっている。計画地内は T.P.+4.5～+8m程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。

計画地周辺の水準点における年間地盤変動量は、平成30年～令和4年において前年比-6.8mm～+4.8mmであり、川崎市における地盤沈下の監視目安（年間20mm以上の沈下）を下回っている。

オ 土壌汚染

「令和4年度 環境局事業概要－公害編－」（令和5年3月、川崎市）によると、計画地のある中原区における「土壌汚染対策法」に基づく土壌汚染状況調査等の報告件数（令和3年度）は18件であり、そのうち1件が形質変更時要届出区域に指定されている。また、「川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例」（平成11年12月24日、条例第50号）に基づく土壌調査の報告件数（令和3年度）は8件であり、そのうち1件で土壌汚染が判明している。なお、汚染土壌の処理対策に係る報告件数（令和3年度）は4件である。

計画地及びその周辺で「土壌汚染対策法」（平成14年5月、法律第53号）に基づく要措置区域はないが、計画地内の野球場が形質変更時要届出区域に指定されている。

カ 騒音・振動・低周波音

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、特に運動施設が充実し川崎市を代表するスポーツ拠点となっている他、まとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なアリーナなど様々な施設を有している。

計画地内の主な発生源としては、駐車場利用による自動車の走行がある。

計画地周辺の主な発生源としては、計画地の南西側に位置する国道409号（府中街道）、県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）や、計画地の北側に位置する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）等を走行する自動車等がある。

なお、計画地及びその周辺に著しい低周波音の発生源は存在しない。

キ 廃棄物等

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、特に運動施設が充実し川崎市を代表するスポーツ拠点となっている他、まとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なアリーナなど様々な施設を有している。そのため、一般廃棄物及び産業廃棄物が排出されている状況である。

ク 水象

等々力緑地内の雨水排水は、全域が分流式のポンプ排水区域となっており、集水した雨水は、等々力ポンプ場（中原区等々力 20-1）から多摩川へポンプ排水している。計画地及びその周辺に湧水地は存在しない。

また、計画地内の水域として「釣池」が存在する。

ケ 生物

現在の計画地は多摩川の旧河道と氾濫平野を砂利採取後に埋め立てた土地であり、植栽木を含む「クヌギ-コナラ群集」や「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」等が分布する。動物については、多摩川から計画地へ一部が流入しているものと考えられるが、計画地内の「クヌギ-コナラ群集」や「残存・植栽樹群を持った公園、墓地等」等に生息する動物種としては、コゲラ、シジュウカラ、ヒヨドリ、ツグミ、カワラヒワ等の鳥類が確認されている。また、計画地内に存在する釣池には魚類やユスリカ等の水生動物が生息し、これらを捕食するカメ類やカエル類、カワセミやコサギ等の鳥類が確認されている。

計画地の北側にある多摩川とその河川敷には、「オギ群集」、「河辺一年生草本群落」、「自然裸地」、「開放水域」等が分布し、アズマモグラ等の小型哺乳類、カナヘビ等の爬虫類、ヒバリ、オオヨシキリ等の鳥類、エンマコオロギ、カンタン、サトキマダラヒカゲ等の昆虫類が生息し、さらに栄養段階が高次のシマヘビ等の爬虫類、タヌキ、イタチ等の哺乳類、オオタカ、ハイタカ等の猛禽類が確認されている。

コ 緑

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、ふるさとの森、四季園、21世紀の森などのまとまった緑地が存在している。

計画地の西側約 110mに宮内3丁目公園、南東側約 150mに小杉陣屋町中公園等がある。

「川崎市緑の基本計画」によると、計画地のある中原区は計画地の等々力緑地を含む都市公園等が多く存在している。

サ 人と自然とのふれあい活動の場

計画地最寄りの人と自然とのふれあい活動の場として、市道主要地方道幸多摩線(多摩沿線道路)をはさんで、計画地の北側の多摩川河川敷に、運動公園「多摩川緑地等々力地区」、「多摩川緑地宮内地区」の広場、多摩川堤防上に「かわさき多摩川ふれあいロード(サイクリングコース)」、河川敷に「岸辺の散策路(多摩川散歩道)」がある。また、多摩川河川敷は、体験型環境学習の場(とどろき水辺の楽校)としても利用されている。

計画地は、総合公園「等々力緑地」であり、等々力緑地内にはスポーツ施設や広場、子供の遊び場等、様々な施設が充実しているが、「ふるさとの森」、「四季園」、「21世紀の森」、「釣池」の周辺等は、遊歩道が整備された自然とふれあえる樹林地となっている。水域である「釣池」にはフィッシングコーナーがあり、釣りが楽しめる。また、花壇ボランティアの活動の場や、自然体験教室等の活動の場としても利用されており、等々力緑地全体が、人と自然とのふれあい活動の場となっている。

シ 歴史的文化的遺産

計画地周辺には周知の埋蔵文化財包蔵地の「中原区No.2」や「中原区No.14」等が、指定文化財の「旧原家住宅表門」や「旧原家住宅稲荷社」等がある。

計画地内には指定史跡・指定文化財等として「紙本墨図淡彩 仙女図」、「青銅製鱧口(市民ミュージアム)」、「鱧口(春日神社)」等が存在するが、周知の埋蔵文化財包蔵地は存在しない。

ス 景観

計画地は、景観重要公共施設(景観重要公園・緑地)等々力緑地に指定されている。

「川崎市都市景観条例」に基づく都市景観形成地区は7地区、「川崎市景観計画」に基づく景観計画特定地区は6地区指定されており、計画地周辺では中原街道地区が都市景観形成地区に指定されている。

また、「都市計画法」(昭和43年6月15日、法律第100号)に基づく風致地区は1件指定されており、計画地のある一帯が、多摩川風致地区に指定されている。

「川崎市景観計画」で位置付けられている景観資源は、計画地周辺では、多摩川緑地(公園)、小杉神社のケヤキ(まちの樹)、多摩川遊歩道(散歩道)等が、計画地内では、等々力緑地(公園)、トーマス転炉(文化的遺産)、川崎市市民ミュージアム(文化的施設)が位置付けられている。

セ 建造物の影響

計画地の多くは、公共・民間空地及び文教・厚生用地として利用されている。計画地周辺は住宅用地、集合住宅用地が広域にわたって分布し、その他、文教・厚生用地、業務施設用地、軽工業用地、供給処理施設用地なども分布している。

計画地内と計画地の東西は第2種高度地区に指定されており、建物最高高さは15mに制限されている。

計画地周辺において超高層建築物は、武蔵小杉駅周辺に分布している。

ソ コミュニティ施設

計画地は現在、陸上競技場・アリーナ等の運動施設や緑地、釣池等の施設を有した総合運動公園として利用されており、市民等の憩い、触れ合いの場としての公園となっている。

計画地周辺のコミュニティ施設は、義務教育施設として東側に隣接して西丸子小学校、南側約 30m に中原小学校、南西側約 50m に宮内中学校等が存在している。公園等は、計画地の西側約 110m に宮内 3 丁目公園、南東側約 150m に小杉陣屋町中公園等がある。

タ 地域交通

計画地周辺の主要な道路は、計画地の南西側に隣接する国道 409 号（府中街道）、北側に隣接する市道主要地方道幸多摩線（多摩沿線道路）、南側約 200m に県道主要地方道丸子中山茅ヶ崎（中原街道）等が通っている。

計画地近傍に位置する一般国道 409 号線（地点番号 Q10200）、（同 Q10210）、丸子中山茅ヶ崎（同 Q40410）、（同 Q40420）、小杉菅線（同 Q80130）及び幸多摩線（Q40480）の平日（昼間）12 時間交通量は、それぞれ 7,983 台、7,724 台、8,542 台、9,150 台、10,246 台、12,086 台であり、大型車混入率は、それぞれ 18.0%、15.6%、7.2%、7.8%、11.9%、24.2%である。

チ 地形・地質

計画地の自然地形は「旧河道」及び「氾濫平野」である。計画地は過去に「新丸子採取場」として、大規模な砂利の陸掘採取が行われ、その後に埋め立てられた「人工地形（盛土地・埋立地）」であり、採取跡の一部は、現在も水部（釣池）として残っている。

計画地及び周辺は全体的に平坦な地形となっており、標高は、T.P.+4.5～+10m 程度、多摩川の堤防が T.P.+13m 程度となっている。計画地内は T.P.+4.5～+8m 程度であり、周囲に比べて若干標高が低くなっている。

ツ 安全

現在の計画地は、川崎市を代表する総合公園であり、特に運動施設が充実し川崎市を代表するスポーツ拠点となっている他、まとまった緑地や、釣りなどのレクリエーションができる池、イベントの開催も可能なアリーナなど様々な施設を有している。

事故等により安全に支障を及ぼす可能性のある施設（工場、研究所等）は分布していない。